

# 大田区産業のまちづくり条例の改正素案 に関する意見を募集します

## 1 意見公募手続（パブリックコメント）の目的

平成7年に「大田区産業のまちづくり条例」を施行し、条文の前文に掲げる理念のとおり、産業環境の維持・発展を通じて、新産業・新技術の創出を支援するとともに、生活・文化と産業が結び付いた、快適な産業のまちの形成を目指してきました。一方、この30年の間に、区内産業集積の構造や対応すべき課題が大きく変化しているため、現在の社会状況及び基本構想に掲げた2040年頃の大田区産業の将来像を踏まえて条例の全部改正を行います。

改正に伴い素案を作成しましたので、大田区区民意見公募手続（パブリックコメント）実施要綱に基づき、以下により広く区民等の皆さまからのご意見を募集します。

## 2 意見募集期間

令和8年7月1日（水）から令和8年7月22日（水）まで（必着）

## 3 意見提出方法

電子申請、郵送、FAX、持参のいずれかの方法でご提出ください。匿名による意見提出はお受けできません。また、電話による意見の受付はいたしません。

下記いずれの場合も令和8年7月22日（水）必着です。

電子申請はこちら

### ①電子申請サービス（LoGoフォーム）にアクセスし提出

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

方法1：右記の電子申請用二次元コードを読み取る。

方法2：以下のURLを入力

<https://logoform.jp/form/8BrJ/sangyo-machizukuri-pc2026>

方法3：区ホームページからアクセスする。

【トップページ⇒区の広報・区民の声（パブリックコメント）⇒大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について】



### ②郵送

〒144-0035 大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザPiO 4階  
産業経済部 産業経済課 産業経済担当（管理）宛

### ③FAX

03-6424-8233 産業経済部 産業経済課 産業経済担当（管理）宛

### ④窓口への持参

大田区産業プラザPiO 4階 産業経済部産業経済課産業経済担当（管理）  
平日 8:30～17:00の間にお持ちください。

## 4 意見の取扱いについて

- いただいたご意見は、原則公表させていただきます。（お名前、ご住所等は公表いたしません。）
- 個人情報につきましては、「大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する意見募集」の目的以外では使用せず、適切に取り扱います。
- いただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 5 問合せ先

大田区産業経済部 産業経済課 産業経済担当（管理）  
電話 03-5744-1363（平日8時30分～17時00分）

# 大田区産業のまちづくり条例の改正素案に関する意見書

1 すべての方	
お名前【必須】 ※法人等の場合は名称及び代表者氏名	
ご住所【必須】 ※法人等の場合は区内に存する事業所の所在地	
2 区外にお住まいの方は、以下のいずれかをご記入ください	
(1) 区内に勤務・通学されている場合 <u>勤務先又は通学先名称・住所</u>	名称： 住所：
(2) 区内に勤務・通学されていない場合 <u>利害を有する理由</u>	例：区内に土地・建物を所有しているため
意見記入欄【必須】	